

公務災害・通勤災害の申請について

○公務災害の基本的な考え方

職員が被った災害が公務災害として認められるためには、次の二つの要件を満たすことが必要です。

(ここでいう「災害」とは、被災職員の死亡、負傷、疾病等身体上の災害をいうものであり、それらが生ずる原因となった事故をいうものではありません。)

①公務遂行性

職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況でその災害が発生したこと。

(ア) 任命権者から通常または臨時に割り当てられた職務に従事している場合

(イ) 職務の遂行に通常伴うと認められる合理的行為や勤務前後の準備・後始末行為などを行っている場合

(ウ) 出張等用務等で任命権者の支配下にあるが、施設管理下を離れて公務に従事している場合

(エ) 緊急の呼び出しなど特別な状況下における出勤または退勤途上にある場合

(オ) 地公法第42条の規定に基づき、任命権者が企画、立案、実施したレクリエーションなどに参加している場合

②公務起因性

公務とその災害との間に相当因果関係があること。

ただし、次の場合については、公務起因性が否定され、公務災害とは認められません。

(ア) 被災職員の故意による場合

(イ) 被災職員本人の有していた素因又は基礎疾患が単に公務を機会原因として発症した場合

(ウ) 私的怨恨による場合

(エ) 偶発的な事故による場合

○通勤災害の基本的な考え方

職員が「勤務のため」に「住居」と「勤務場所」との間を「合理的な経路及び方法」により移動する行為に起因する災害をいいます。したがって、その経路を「逸脱」し、又は「中断」した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動中の災害は、通勤災害とはされません。

ただし、当該逸脱及び中断が、日常生活上必要な行為であって、総務省で定めるものやむえない事情により行うための最小限のものである場合は、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、通勤災害とされます。

○公務災害申請等にかかる相談窓口

岐阜県教育委員会 教職員課福利厚生室 健康管理・公務災害係

電話:058-272-1111(3534)

※職員本人や事務担当者のほか、職員のご家族やご遺族からの相談も受付しております。